

# 令和〇年度 上士幌町商工会 チャレンジショップ出店者募集要項

## 1, 趣旨

上士幌町商工会チャレンジショップ事業は、上士幌町のまちなかにおける空き店舗の有効活用及びまちなかへの新規出店の促進により、地域の課題を解決する新たな産業育成による商工振興及び賑わい創出を目的に期間限定で初期投資を抑えて店舗運営できる環境を提供いたします。まちなかでの独立開業に向けてチャレンジできる方の応募を心よりお待ちしております。

## 2, 店舗募集対象施設

- 【1】施設名称 チャレンジショップ
- 【2】所在地 上士幌町字上士幌東3線 334 番地335番地
- 【3】募集店舗数 1店舗 店舗面積 39.75 m<sup>2</sup> 駐車場有  
※事前に現地見学を希望される方は事前予約制とさせていただきますので、必ず商工会まで、事前にご連絡ください。

## 3, 出店期間・営業日・営業時間

- 【1】出店期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日まで1年間(更新は最長3年間とする。)  
※基本上記の1年間となりますが、応募入店希望状況により1カ月単位での出店も可能とします。
- 【2】営業日 原則として週4日以上営業していただける方が対象です。
- 【3】営業時間 原則として9時から19時までの間で4時間以上営業していただける方が対象です。

## 4, 費用負担

- 【1】賃料 1カ月 10,000円(税別)
- 【2】預保証金 賃料の3カ月分を入居時に預かり金としてお預かりします。
- 【3】その他の詳細な条件は施設利用契約を取り交わす際にご確認いただきます

## 5, 募集業種 商業・教育研究業・保健衛生業等店舗内設備で開業できる業種とします。

ただし、以下の業種は募集対象から除外しますのでご了承ください。

- ①飲食業(但し、加工食品の販売は除く)
- ②風俗営業及びそれに類する業種(カラオケボックス・ゲームセンター・テレフォンクラブ等)
- ③工場・印刷業・ペットショップ等、他の店舗並びに近隣の店舗・住宅等に害する臭気・煙及び騒音・振動を発生する業種
- ④危険物の取扱・貯蔵・処理をする業種
- ⑤金融業
- ⑥その他、上士幌町商工会が入店店舗に適さないと判断した業種

## 6, 応募資格

以下の条件がすべて満たされているもの。

- ① 20歳以上の方
- ② 新たに町内で事業を行う予定の方又は現在の業種・業態の転換を図ろうと考えている方(※第2創業)  
※第2創業とは、既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において、先代から引き継いだ事業の業務転換や、これまでとは別の分野に進出することを指します。
- ③ 上士幌町内でチャレンジショップ終了後、店舗による出店又を目指す個人及びグループ・法人。ただし、チェーン店及びフランチャイズ加盟店を除く。
- ④ 居住市町村の納税に滞納がない方
- ⑤ 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者)に該当しない方
- ⑥ 地域・商工会の活動に積極的に参加し、協調性が維持出来る方
- ⑦ 各種法令を遵守される方

## 7, 応募書類

- ① 申込書 兼 事業計画書(様式 1)
- ② 誓約書(様式 2)
- ③ 居住市町村の住民票
- ④ 居住市町村の納税証明書

## 8, 応募スケジュール

- ① 受付期間 令和年〇月〇日( )～令和年〇月〇日( )
- ② 出店者説明会 令和年〇月〇日( )
- ③ 書類選考 令和年〇月上旬・中旬・下旬
- ④ 面接選考 令和年〇月上旬・中旬・下旬
- ⑤ 決定見込み 令和年〇月上旬・中旬・下旬

## 9, 選考方法

### 【一次選考】書類選考

書類審査はチャレンジショップ出店申込書一式の提出書類をもって行います。選考結果は申し込み者全員に通知します。

### 【2次選考】プレゼン・面談(最終選考)

令和〇年〇〇月末予定 ※時間帯や詳細については2次選考の対象となった申込者に通知します。

### 選考基準について

- ① 上士幌町内での独立・開業(新規出店)を目指す意欲が強い。
- ② 商店街活動に理解を示し、協力的である。
- ③ 考え方が積極的であり、経営意欲、創意工夫、協調性がある。
- ④ 事業計画や収支計画に基づく将来の独立開業・営業の実現性が高い。
- ⑤ 商店街の賑わいに貢献できること。

※事業計画や収支計画等については、上士幌町商工会の支援を受けて作成することができます。

## 10, その他

- ① 許認可が必要な業種・事項は施設利用契約時までに出店者自身が取得してください。
- ② 出店後は、経営実態の把握や経営指導の為、収益等の経営状況を毎月報告して下さい。
- ③ 施設全体の景観に関する視点から、看板の設置や掲示にあたって制限する場合があります。
- ④ その他、商工会の意向にそぐわない行為をした場合、または不具合を生じた場合、契約期間中であっても退店を求めることがあります。
- ⑤ 出店許可された者が辞退した場合、補欠者がいる時は優先順位に基づき出店者を追加決定します。
- ⑥ 審査結果に影響を与える不正な行為が行われた場合は失格とします。
- ⑦ 提出された書類は返却いたしません。
- ⑧ 審査結果についての異議申し立ては受け付けません。また、審査内容・点数についての詳細はいかなる場合も開示いたしません。

## 11, 入居契約 選考過程を経て出店者が決定した後に、上士幌町商工会と施設利用契約を交わします。